

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）	1
○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）（抄）	4

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）

第十七条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であつて法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第五百九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百二条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十四条第一項

(同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)、又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)、の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ヘ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をした者

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下トにおいて「暴力団員」という。)、又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(又において「暴力団員等」という。)

チ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからトまで又はりのいずれかに該当するもの
法人であつて、その役員のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの
又 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(法第十六条の四第一項の政令で定める基準)

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、次のいずれにも該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体であつて、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること。

イ 当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

ロ 当該創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること。

ハ 当該創業活動に係る事業の規模が次のいずれかに該当すると見込まれるものであること。

(1) その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。、)が従事して営まれるものであること。

(2) 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

(3)(2) (1)又は(2)に掲げる規模に準ずるものであること。

二 当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。
二 当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

(法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額)

第二十一条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

(国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十二条 国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の

開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設）

第二十三条 法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定めるもの（保育所等施設に関する技術的基準）

第二十四条 法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 保育所等施設が地階を有する場合には、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造に支障を及ぼさないものとする。

四 保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次号において同じ。）内とすること。

五 都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合には、その敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築

物内に保育所等施設を設置する場合にあってはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとする。

六 保育所等施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

(国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対するみなし認可等)

第二十五条 法第二十三条第一項の規定によりあつたものとみなされる都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認は、次の表の上欄に掲げる国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる認可又は承認とする。

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十六条 第二十二條第一項の規定は、法第二十四條第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第二十四條第六項において準用する行政不服審査法第三十一條第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四條第六項において準用する行政不服審査法第三十七條第二項の規定による意見の聴取について準用する。

○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十五号)(抄)

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「別表の四の三の項」を「別表の四の四の項」に改め、同条の前に見出しとして「(出入国管理及び難民認定法の特例)」を付する。

第十六条の二第一項中「別表の四の二の項」を「別表の四の三の項」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 (略)

第十八条の前に見出しとして「(農地法等の特例)」を付し、同条を次のように改める。

第十八条 (略)

2 前項に規定する「特定地方公共団体」とは、国家戦略特別区域を管轄する都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合であつて、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。

二 従前の措置のみによつては、その区域内において、耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

3 8 (略)